

北海道警察釧路方面本部告示第114号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和7年10月24日

北海道警察釧路方面本部長 田 崎 仁 史

1 入札に付す事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 調達する役務

- (ア) 釧路運転免許試験場技能試験コースほか除雪業務委託契約のうち常駐委託 一式
トラクターショベル（ホイール型 2.3m³以上スノーバケット付） 3台
トラクターショベル（ホイール型 1.2m³アングリングプラウ付） 1台
- (イ) 釧路運転免許試験場技能試験コースほか除雪業務委託契約のうち作業委託
トラクターショベル（2.3m³以上）による作業（業務1時間当たりの単価）
トラクターショベル（1.2m³）による作業（業務1時間当たりの単価）
除雪作業員による作業（業務1時間当たりの単価）

イ 調達予定数量

- (ア) 釧路運転免許試験場技能試験コースほか除雪業務委託契約のうち常駐委託 一式
令和7年12月1日から令和8年3月31日までの期間（ただし、令和7年12月27日
から令和8年1月3日までの8日間を除く。） 113日間
 - (イ) 釧路運転免許試験場技能試験コースほか除雪業務委託契約のうち作業委託
常駐委託期間におけるトラクターショベル（2.3m³以上）による作業 245時間
常駐委託期間におけるトラクターショベル（1.2m³）による作業 73時間
常駐委託しない期間におけるトラクターショベル（2.3m³以上）による作業 2時間
常駐委託しない期間におけるトラクターショベル（1.2m³）による作業 2時間
除雪作業員による作業 322時間
- (2) 調達をする役務の仕様等 業務処理要領による。
 - (3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
 - (4) 履行場所 釧路市大楽毛北1丁目15番8号 釧路運転免許試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

令和7年北海道警察釧路方面本部告示第113号に規定する釧路運転免許試験場技能試験コースほか除雪業務委託契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

釧路市黒金町10丁目5番地1 北海道警察釧路方面本部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 釧路市黒金町10丁目5番地1
北海道警察釧路方面本部 地下2号会議室
- (2) 入札日時 令和7年11月18日（火） 午後1時30分（送付による場合は、同月17日（月）午後5時00分までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

- (1) 免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- (2) 単価契約に係るもの（1の(1)のアの(イ)）については、免除する。

7 委託業務処理要領の交付に関する事項

- (1) 交付場所 釧路市黒金町10丁目5番地1 北海道警察釧路方面本部会計課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4版用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- (3) 交付期間 令和7年10月24日（金）から令和7年11月17日（月）まで（北海道の休日

に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条に規定する北海道の休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

8 送付による入札の可否

認める。ただし、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

なお、送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

9 落札者の決定方法

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、すべての入札金額（1の(1)のアの(イ)に係るものについては、単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（1の(1)のアの(イ)に係るものについては、単価）の範囲内である価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者のうち、入札書記載の1の(1)のアの(ア)に係る額及び1の(1)のアの(イ)に係る額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）の合計額が最低である者を落札者とする。

(2) 再度の入札に付し、落札者がいない場合は、次の方法により随意契約を行う。

入札参加者のうち、入札総価格が最低である者から見積書を徴する。この場合、全ての見積価格（単価）が、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の範囲内の価格で、かつ、それぞれの見積価格（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる見積りをした者（有効な見積りに限る。）を契約の相手方とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

(1) この契約は、契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約の内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1の(1)のアの(ア)に係るものは見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を、1の(1)のアの(イ)に係るものは消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

イ 1の(1)のアの(ア)に係る落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

ウ 1の(1)のアの(イ)に係る消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

エ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道警察釧路方面本部会計課

イ 所在地 釧路市黒金町10丁目5番地1

ウ 電話番号 0154—25—0110 内線 2243

- (6) 前金払
前金払はしない。
- (7) 概算払
概算払はしない。
- (8) 部分払
部分払はしない。
- (9) 入札の執行
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (10) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (11) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (12) 債権譲渡の承諾
契約の相手方が契約締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは、当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (13) その他
この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。